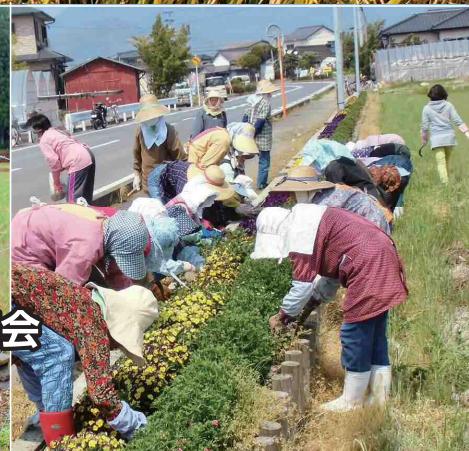
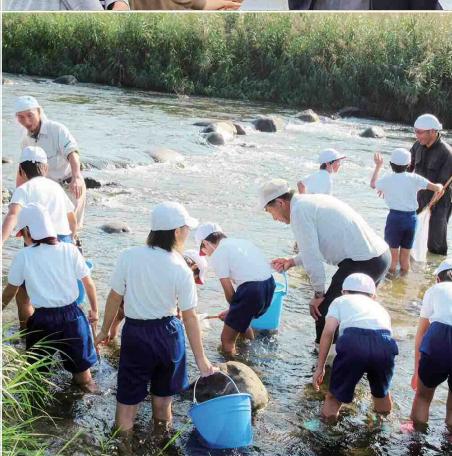


「農村」を未来へ。

多面的機能支払交付金 熊本県の取組み紹介



発行 熊本県多面的機能支払推進協議会
平成28年1月

農業・農村 みんなで守って次世代へ！

平成27年度から、法律に基づく恒久的な制度としてスタートした「多面的機能支払交付金」。この交付金は、農業・農村の持つ多面的機能を維持するための取組みに幅広く利用することができ、熊本県内でもこの制度を活用する活動組織が増えています。

しかし、活動組織のあるそれぞれの集落で、過疎化や高齢化などの多様な課題があり、多面的機能支払交付金の取組みの幅も地域によって大小様々となっているのが現状です。

この取組事例集は、熊本県内で取組まれている幅広い活動や、交付金の利用における注意点などについて紹介し、各地域の活動組織が取組みの参考として使用されることを目的に作成したものです。

地域のつながりを強く、そして熊本のすばらしい農業・農村を次の世代へ引き継ぐことができるよう、多面的機能支払交付金を有効に活用しましょう。



目次

●特集

活動組織の広域化	2
[菊池地区広域協定]	3
[あさぎり町広域協定]	5

●取組事例紹介

幅広い地域交流	6
[天明農地・水・環境保全管理協定]	
遊休農地の解消	8
[戸馳地域資源保全隊]	
草地の活動	10
[阿蘇市草原環境保全管理協定]	
鳥獣被害防止対策	12
[人吉地域広域協定]	
広報活動	14
[錦町農地・水・環境保全管理協定]	
樹園地帯の保全	16
[多面的チーム大字河内地域資源保全会]	
[湯東地域活動組織]	
取り組みやすい事務の実施	18
[宇土八水地域農地・水・環境保全管理広域協定]	
自主施工での取組み	20
[かみのしょむら結隊]	
[山鹿地域広域協定]	

●協議会からの情報発信

工事発注の注意事項	22
活動にあたっての注意事項	25
問い合わせの多いQ&A	26
活動の心得10か条	28

ひろげる輪、ひろがる未来。

菊池の農村風景

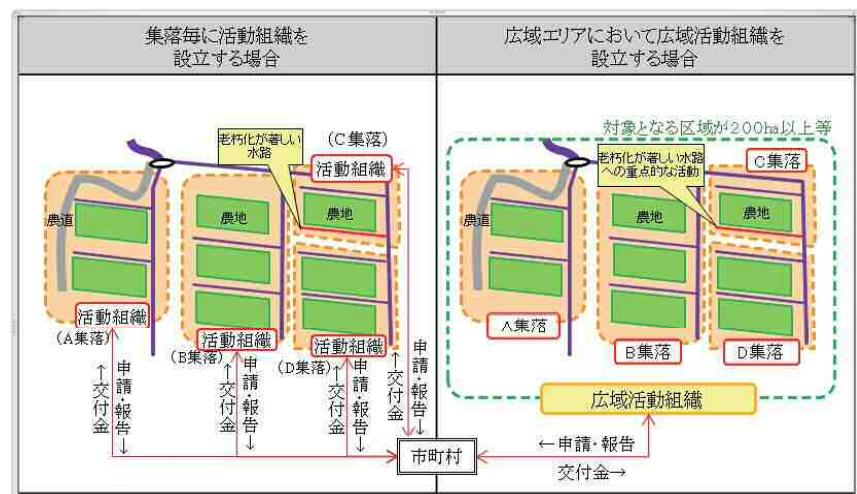
ご存じですか?活動組織の広域化

広域化とは?

集落におけるリーダーの高齢化や事務を担う後継者の不足などから、集落単位での活動継続が困難となっている組織が見受けられます。

そこで集落単位ではなく、旧市町村単位など広い範囲で一つの広域組織(広域協定)を設立する動きがここ最近みられています。例えば山鹿市では、市内全域をカバーする広域協定を設立し、「山鹿市多面的機能事業支援センター」に事務作業を集約しています。当センターに事務作業を集約したことで、各活動組織における事務負担が大幅に軽減し、一度取組みをやめた活動組織が取組みを再開したり、新たに取組みを開始する集落も出てきています。

活動組織と広域活動組織との対比



広域化のメリット

●事務手続きの簡素化

事務手続きの一本化で集落ごとに行っていた手続きが不要となり、活動に専念できる。

●予算の弾力的な運用

老朽化が著しい施設(水路・農道等)への重点的な予算配分や集落間の活動費の過不足を補い合うことができる。

●集落間の交流の広がり

植栽等の景観形成活動や災害後の対応など集落間での交流・助け合いが盛んになり、広域にわたって農村環境を保全する意識が高まる。

将来を見据え、手を取り合う地域。

活動組織の広域化

菊池地区広域協定

市町村 菊池市
 (旧菊池市地域)
 組織設立 平成26年度
 (広域協定設立)
 協定面積 1,230ヘクタール
 参加団体 73団体



代表 笹本 哲朗さん(右)

事務局 野崎 久美子さん(左) 西本 由佳さん(中左)

水土里ネット菊池市事務局長 後藤 邦敏さん(中右)

広域化し、取り組みやすい基盤づくりを。

私の住む菊池では、平成19年から農地・水保全管理支払事業に取り組んでいますが、事務の負担感から活動休止を余儀なくされた組織がいくつかありました。また、集



落それぞれの考えのもと活動していたことから、集落間の意思統一が難しい状況にありました。このような中、平成26年9月に、私たち水土里ネットが事務を担い、広域で取り組むことを決意しました。

水土里ネット菊池市事務局長

後藤 邦敏さん

目の前ではなく、将来を見越して。

まず、それぞれの集落に対し地元説明会を行い、広域協定を理解してもらうことから始めました。水土里ネットの事務所内に事務局を設け、専任事務スタッフ2名をおいて運営を開始しました。今後は事務局に専任技術スタッフを入れ、様々な取組みの支援を行っていきたいですね。

現在は、参加組織が当初予定していた組織数を大きく超えた大所帯となりました。広域化のメリットを最大限に活かし、菊池地域の将来像を見据ながら、農業・農村の維持向上に欠かせない組織づくりを目指します。

課題

- 申請書類の作成や実績報告等の事務作業が負担！
- 役員のなり手がいない！
(高齢化、担い手不足)

平成23年度時点では旧菊池市に12の活動組織が点在していました。しかし、平成24年からの第2期対策にあたり2組織が活動を断念し10組織へ減少した。



対策

菊池地域全体で取り組む広域化

①事務局を設置

旧菊池市を一つの広域組織とし、水土里ネットへ事務を委託。集落の事務の負担感を減らすための受け皿を作った。

②負担感を減らすための事務運営

水土里ネット内に事務局を設け、「集落からの活動報告→事務局のチェック→交付金の支払い」の流れを構築。
組織からの提出書類は、手書きでの作成も認めている。



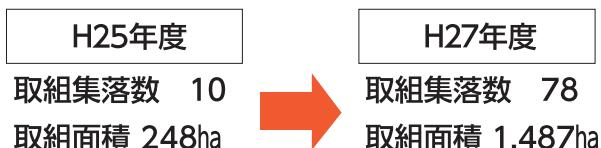
菊池地区広域協定の事務概要

効果

菊池地域全域で農村環境の保全

これまで本事業に取り組んでいなかった中山間地域の集落も加わり広域組織が誕生。集落ごとの事務負担が減ったことから、休止していた集落も活動を再開し取組みが大幅に拡大。菊池地域全域で農村環境を守る取組みが行われている。

旧菊池市で取組まれている集落数の変遷



広域にわたるコミュニケーションの創出

広域化によりこれまであまりみられなかつた集落間の交流も活発化している。

まだ1年。これから更なる組織力の向上を。

平成19年から農地・水保全管理支払事業に取り組んでいましたが、実は、私の集落も人材不足から活動を休止しました。そこで、今回広域化の話があり、再度、本事業への取組再開と、広域協定の会長の役に就くこととなりました。



取組みを通して様々な課題も見えてきましたが、組織も集約しつつなることで、「みんなのためになる」ことを常に念頭に置き、さらなる組織の充実を模索しています。現在、中山間地域は100%が本事業に取り組んでいますが、ゆくゆくは平野部も含めすべての地域を網羅し、効率的な活動の展開を図っていきたいと考えています。広域化することで予算の共有や集落間の連携にも交付金を充てることができます。また、台風被害の際の迅速な対応などにも役立っています。

代表 筏本 哲朗さん

●菊池地区広域協定●

地域の連携でふるさとを守る。



地域に合わせた組織のかたち。

私たちの地域には、歴史的な農業用水路を維持管理する5つの水土里ネットがあります。これまで、水土里ネットの受益地と受益地外において、集落毎に多面的機能支払へ取り組んでいました。しかし、効率的な長寿命化の取組み(更新や補修工事)を行うためには、農業用水路はそれぞれの水系毎に計画した方が良いということもあり、地域間を超えた広域での取組みの必要性を強く感じ、広域協定を設立することとなりました。

また、私たちの広域協定は「水土里ネット」と「農業支援センター」が事務局を担っています。それぞれの得意分野をうまく活かし、連携を取りながら活動を行っています。

特徴

あさぎり町広域協定の特徴

- 水土里ネット、農業支援センターとの連携による運営

効果

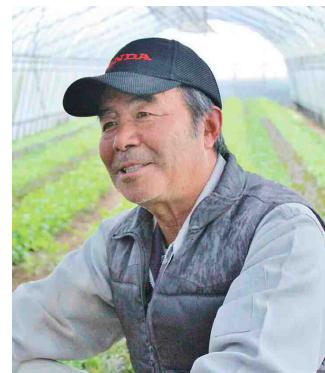
長寿命化の取組み

長寿命化で行う工事は、組織の広域化により路線毎の工事発注が可能となり、1つの路線に数年かかっていたものが、1年で完了することも。



活動組織の広域化

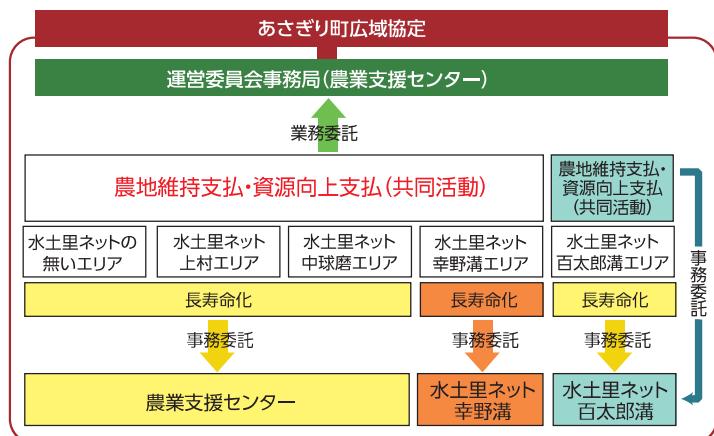
地域要望を取り入れた広域化例



会長 生田 賢治さん

あさぎり町広域協定

市町村 あさぎり町
組織設立 27年度(広域協定設立)
協定面積 1,260ヘクタール
参加団体 65団体



つながりを広げ、地域の宝を守り、受け継ぐ。

多面的機能支払のおかげで、老人会や地域住民との交流も盛んになりました。また幅広いつながりも出てきており、集落間の連携も以前に比べ格段に良くなりました。それに比例して農地は適切に保全管理されるようになり、花の植栽などで美しい農村景観も保たれています。幸野溝、百太郎溝など歴史ある水路からの恩恵を受けるこの地域。地域の想いを受け継ぎ、「宝」を守る活動として、広域協定の充実と活動の向上を図っていきたいです。多面的機能支払へ取組む体制は、地域に合った形で良いと思いますので、是非、広域組織による取組みをご検討ください。

地域、学校教育、福祉との連携。

レンゲ畑と金峰山



会長
樋田 築一さん
事務局
小山 佐和子さん(右)
加藤 由香里さん(左)

てんめい 天明農地・水・環境保全管理協定

市町村 熊本市南区
組織設立 平成19年度
協定面積 1,340ヘクタール
参加団体 46団体

課題

- 農業者の高齢化から行政へ頼る傾向に
- 地域の繋がりの希薄化

共同活動の参加者が減少したことから住民間に不公平感が起こり、行政に頼る傾向となっていたため、「地域のことは地域で解決」をモットーに、住民が参加する場づくりに力を入れた。

また、若い世代との交流についても希薄化が進んでいたため、農地等の保全の他に身近なことや生活環境についても話し合うことにし、各集落の課題は校区単位で検討することにした。



地域に関心を持ち、連携が生まれる

地域の活動に関心を持ってもらうために、毎年、各集落から5名程度の世話をを集め、小学校の校区単位で課題解決に向けたワークショップを開催しています。そうすることにより、各集落において、環境保全組織の代表、自治会、農区、子ども会、女性の会、老人会等の役員が合同で年間活動計画を立てるようになり、自分たちが作る計画だからこそ活動の実践も可能となっています。

事例を示し、集落や団体の連携活動に発展

住民目線で無理をせず実践できる集落の活動はどのようなものがあるのかと、地域づくりの専門家や学校関係等が参画した農村環境保全検討委員会により30項目の具体的な活動を例示した資料を作成しました。

この資料を配布することにより、隣接集落で取組まれている活動(ジャンボタニシの駆除やレンゲの栽培等)は、すぐに取り入れられ活動の輪は広がり始めました。今では31集落が参加しています。

この制度を活用して、土地改良区、環境団体、福祉団体、まちづくり委員会等が植林や水質浄化、小中学校の体験学習会、各種イベントなどを展開し、それぞれの強みを活かしながら、地域全体で天明地域の農業を盛り上げています。

幅広い地域交流

年間スケジュール

- 4月 総会、施設の点検、巡回調査、年間計画策定
- 5月 草刈り、土砂あげ
- 6月 草刈り、土砂あげ、施設補修、一斉清掃
- 7月 ゲート補修、EM 団子投入、廃油石鹼作り、花植栽
- 8月 外来種除去、水草上げ、防草シート張り、酸欠魚助け
- 9月 森の下草刈り、アサギマダラ
- 10月 しめ縄作り、一斉清掃、レンゲ種播種
- 11月 竹炭作り、防火用水堰設置、わら小積み
- 12月 水路橋塗装、しめ縄作り
- 1月 水路竹伐り
- 2月 畦畔作り、花壇草取り
- 3月 検討会議、防草シート張り
- ※春と秋の一斉清掃や田植え前の農家の共同活動は定着して
いたため、この活動を活発化することからスタートした。

対策

水浄化をテーマに団体や学校との連携

天明地区は、下水道が未整備のため、非かんがい期に水路から悪臭が発生する。そこで、海苔竹の廃材を利用した竹炭やEM活性液により水質浄化作戦を全域で促進している。また、ノリの養殖や農業用水のための外来種の除去、生き物調査等の活動を農漁業者その他に学校関係者や環境団体の協力を得て実施している。



他団体とのつながり (かかしづくり・清掃活動)

高齢者から子供までが参加する“わらの積み上げ”や“かかしづくり”、福祉施設利用者が参加して行う“清掃活動”等を行うことで、幅の広い繋がりの構築を目指した。



メッセージ

交付金の活用による地域の強いつながり。

私たちが目指しているのは、地域ぐるみで行う保全活動を通じ、人と人との繋がりの大切さや豊かな環境を次世代へ繋ぎ、そして、元気なまちをつくることです。

農家だけでなく地域や学校教育、福祉と連携した取組みを行うことで、「たて」にも「よこ」にも強い繋がりが生まれます。これは、地域の絆となり、農村文化の伝承や地域防災等に大きく役立ちます。地域の活性化は、最初から上手くいくわけではありませんが、オール熊本で一緒に明るい未来の農村をつくりましょう。



効果

子ども達の意識の変化

地区内全ての小中学校で出前講座、農業体験、森づくりを実施しており、子ども達は、農地や水路、生き物、海等の地域環境に関心を持ち、水の流れや環境保全の大切さを理解している。子ども達から質問が届くこともあり、関心の高まりを実感した。

川口中学校 3年1組 新山さん・いにしあん へ
ここに来き！天明環境保全隊です。
私たちの活動に、興味をもってくださりありがとうございます。
貴重なご意見お待ちしております。

①EM菌はどういうふうに水をきれいにするのか。
菌ではなく、微生物でここに水を分解してきれいにします。
たとえば、ヨーグルトの乳酸菌などは良い菌で、おなかの中の善玉菌をやっつけて、きれいにするのです。

②環境保全隊はどういうふうに活動しているのか。
始まりは、平成19年からです。
天明の田・水路・鐵道の環境をよくしていくことを目的としています。
川の小さなささんには、春の清掃活動に参加していただき、
図書カードを配っているのも保護者の方々であります。

③なぜ、水をきれいにすすとりみをしているのか。
水をきれいにすすとりみをしているのが、
なぜ、水をきれいにすすとりみと思ったのか。
家などからよじれた水が流れていく排水溝は、くさいにおいがすることがあります。それに水を止めることができたり、その先の川や海がきれいになれば、安心してお米や魚をたべることができます。

④EM菌いかに、どんな水をきれいにするところみをしているのか。
水をきれいに…とはしませんが、
『外実験の結果』について、日本の水をやさしくして、悪い
えいきょうをあたえている植物(ウォーターレタスや
シャンボナシ)をとどめています。

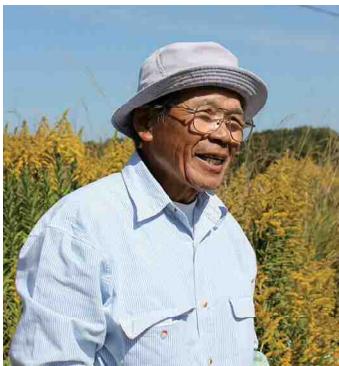
様々な活動に発展

共同活動に人が集うようになることで、年々、新たな活動に挑戦するようになり、ホタルの復活、かかしコンテスト、アサギマダラを呼ぼう等、様々な活動が展開されている。また、各団体と幅広い取組みを行うことで相互理解が深まり、学校関係との連携、農漁民の連携、上・中・下流域との連携、農業4団体の連携、福祉団体との連携など、団体の境界を越えた様々な連携活動が出来るようになっている。





代表 天川 幸彦さん

がまだし隊
代表 中尾 保之さん

増える遊休農地。「どぎゃんかせんといかん」の想い。

この島では就農者の高齢化や交流拠点である小学校の廃校も相まって、地域の繋がりが弱体化していました。また、荒れた遊休農地も目につくようになり、「どぎゃんかせんといかん」との想いが住民に芽生えてきました。そこで地域の「水・土・里」を守るために住民、団体が連携し、これまで地域になかった組織を立ち上げ、平成19年から本事業に取り組みました。

遊休農地を「ホタルの里」へ。

私たちは「次の世代に引き継ぐ水・土・里」をスローガンに掲げ、遊休農地の解消からスタートしました。島のシンボル「戸馳稲荷神社」の下にある30年以上放置された遊休農地を解消し、解消した農地を活用して小学生の田んぼ体験や収穫祭を企画。また、水質もきれいになり、地域にホタルが戻ってきました。現在はホタルがたくさん集まる地域として知名度も上がってきていますので、今後はホタルが飛び交う自然豊かな「ホタルの里」として内外にPRしていくんですね。

とばせ 戸馳地域資源保全隊

市町村 宇城市三角町

組織設立 平成19年度

協定面積 70ヘクタール

参加団体 5団体

課題

- 遊休農地の増加
- 地域のつながりの希薄化

地域のシンボルである戸馳稲荷神社の前に広がっていた遊休農地の解消を目的に、地域住民で一致団結した。



遊休農地の解消

年間スケジュール

- 4月 施設の点検、総会、草刈
- 5月 花管理・植栽、ホタル祭り、
- 6月 草刈・地区内美化小学校田植え、遊休田除草
- 7月 花管理、草刈
- 8月 農道ゴミ拾い、草刈、花管理
- 9月 草刈・地区内美化、遊休田除草
- 10月 小学校稻刈り、EM環境学習、EM発酵液作り
- 11月 各組織一斉作業、収穫祭、花植え、工事発注
- 12月 農道ゴミ拾い、施設の補修
- 1月 施設の補修
- 2月 EM発酵液作り、草刈、野焼き
- 3月 EM発酵液作り、草刈、水路泥上げ、揚水施設清掃・点検

対策

遊休農地の再生活動

地域住民が連携。30年来の荒れた地を、樹木の伐採から始め、石やごみの除去を経て、見事再生に成功した。



稻作体験

遊休農地解消後の活動3年目には、町の子ども達との繋がりを生み出す体験活動へ取り組み、活動の幅を広げていく。



メッセージ

できることからはじめる。
まずは第一歩を。

徐々に活動の幅を広げてきた多面的機能支払。目に見えて地域の景観は向上し、地域住民や、関係団体(婦人会や老人会等)との連携や繋がりが再構築されつつあります。地域が元気になり、心安らぐ風景があれば、子どもや孫たちが遊びに来るきっかけになります。皆さんの地域でも、できることからまず一歩を!「子ども達との繋がりが無い」「農地が荒れています」と思っているところがあれば踏み出されてください。地域が共同で取組む活動に、多面的機能支払交付金を有効に活用してください。



効果

ホタルのいる風景も再生、 ホタル祭り開催

遊休農地解消で川も再生され、地域の中心に長らく目にできなかったホタルが戻った。これを機に地域で行うホタル祭りを開催した。



次の目標

「戸馳“花の島”計画」

遊休農地解消後の農地に、ひまわり等を植栽。これに併せて、農業用施設への植栽や、きめ細やかな雑草対策で設置した防草シートに芝桜を植栽するなど、現在では季節ごとに様々な花の咲く風景を目にできる。



千年の草原を、守り、伝える。



町古閑牧野組合
組合長 市原 啓吉さん

農業、観光、水資源。人の手で守る阿蘇の草原。

阿蘇の草原は農業、景観、観光など様々な面でとても重要です。毎年たくさんの観光客がのどかな風景を楽しみに阿蘇を訪れ、草原は牛の放牧地として、安心・安全な肉用牛を育てます。また、阿蘇の草原は九州の水がめとして、県内に限らず九州各地においしい水を提供しています。私たちには千年守られてきたこの草原を守り伝えていきたい想いと、守っていかなければならないという使命感があります。

草原維持の支援、将来の人材育成に取り組む。

中山間地域直接支払に取り組んでいた集落をベースに組織をつくり、事務を外部団体(GSコーポレーション)に委託するかたちで、平成26年度から多面的機能支払事業に取り組みました。畜産家の減少や高齢化などにより草原の維持管理が困難になっていることから、この事業を活用し、野焼きや防火帯づくりのボランティア育成や草原への関心を高めるための体験学習などを行っています。

阿蘇市草原環境保全管理協定

市町村 阿蘇市
組織設立 平成26年度
協定面積 9,380ヘクタール
参加団体 66団体

課題

- 牧野組合員の高齢化
- 担い手不足

草原維持の継続や野焼きの実施が困難となっていた。草地には、急斜面など危険な箇所も多く、また面積が広大であるため、重労働で牧野組合員や地元農家の負担が大きくなっていた。



草地の活動

草原維持の仕組み

野焼き ····

草原は自然のままに放置しておくと次第に森林へと移行するため、それを防止する作業です。野焼きには害虫であるダニの駆除や、新芽の出を良くする働きがあります。



跡地切りの跡

跡地焼きの跡

輪地切り・輪地焼き ····

野焼きの際の安全確保のための防火帯づくりの作業です。草原の草を7~10m幅で帯状に刈り、数日後に刈り取った枯れ草を焼きます。この焼いた帯状のラインが、野焼きの際の火の広がりを防ぐ防火線の役割を果たします。

年間スケジュール

- 4月 総会、野焼き
- 5月
- 6月
- 7月
- 8月 刈払機安全講習会(ボランティア用)
- 9月 輪地切り・輪地焼き
- 10月 輪地切り・輪地焼き
- 11月 輪地切り・輪地焼き
- 12月 輪地切り・輪地焼き
- 1月 野焼きボランティア研修(初心者)
- 2月 野焼き、野焼きボランティア研修(初心者)
- 3月 野焼き、年度計画策定

メッセージ

阿蘇千年の草原を未来へ。

多面的機能支払での取組みはまだ始めたばかりですが、この事業をうまく活用しながら、阿蘇の草原を末永く守ってきたいと考えています。阿蘇地域の草地はどこも高齢化や担い手不足、有蓄農家の減少など共通の課題を持っています。この事業を有効に活用することで、地元の負担が多少なりとも解消するのではないかでしょうか。

私たちには世界農業遺産にも認定された阿蘇の草原を未来へ継承する義務があります。この千年守られてきた世界に誇る阿蘇の大草原を皆さん一緒に守っていきましょう！



対策

野焼きボランティアの育成

地元農家だけは人材不足のため、多くのボランティアを募集するパンフレットの作成や、ボランティア育成のための研修会を開催した。



効果

人材の確保、ボランティアの増加

パンフレットでの呼び掛けや研修会が功を奏し、徐々にではあるがボランティアとしての参加者が増加している。



野焼き等にかかる資金の確保

機械の借り上げ料やボランティアの保険など、草原の維持に必要な野焼き等の活動のための資金(多面的機能支払交付金)を確保。草地の適切な保全管理に活かされている。



子ども達への体験学習の実施

将来の草原維持に関わる理解者(人材)となつてもらうため、子ども達への草原維持体験や、阿蘇の生物の多様性を伝える活動を推進している。



地域で取組む、鳥獣被害からの守り。



会長 北村 和人さん

次世代のため、自然の変化と向き合う。

以前はこんな市街地でシカやイノシシ等(以下鳥獣)に出くわすことはありませんでした。少しずつ自然が破壊され、昔あった里山の形態は変化しました。その結果、えさや住処を無くした鳥獣が人里に下りてきて、私たちがせっかく育てた農作物を食い荒らしてしまいます。今後、益々被害の増大が懸念される中、私たちは鳥獣と向き合いながら、次の世代を見越した対応が求められています。

行き届かない課題。事業活用で対策。

これまで罠を設置するなど鳥獣被害対策を行ってきましたが、広範囲で行えないなどの課題がありました。しかし本事業を活用することで、広範囲における鳥獣被害防護柵の設置や、漏電を防ぐための防草シートの設置などに取り組むことができており、鳥獣被害に対する効果が見られています。

※防草シートの種類によっては、鳥獣が電気柵に触れた際に通電しにくく、柵の効果を弱めることがありますのでご注意ください。

人吉地域広域協定

市町村 人吉市
組織設立 平成26年度
協定面積 360ヘクタール
参加団体 11団体

課題

- 農作物の鳥獣被害
- 鳥獣被害から、担い手がみつからない

主に、シカ、イノシシ、サルの被害が報告されている。イノシシはやわらかい稲穂への食害や農地の掘り返しによる被害、サルは主に畑作物への食害が深刻。





鳥獣被害防止対策

年間スケジュール

- 4月 各地区役員会
- 5月 施設の点検、年次計画の策定、総会
- 6月 草刈り
- 7月
- 8月 電気牧柵の設置、防草シート張り等
- 9月 草刈り
- 10月
- 11月 運営委員会（修繕箇所調査）、景観形成の植栽
- 12月
- 1月 泥上げ
- 2月 電気牧柵の設置、防草シート張り等
- 3月 運営委員会

メッセージ

安心な農地を未来へ。 農業の活性化が地域の活力に。

どこでも課題となっている農業者の担い手不足や高齢化。新規就農者や担い手が現れても、優良な農地ばかりを選ばれてしまうことが懸念されます。

地域の農地をより安心、より安全に整備することで、地域住民の繋がりを維持・強化でき、それらが地域を活性化させるのであれば、様々な取組みに対して日当を支払える多面的機能支払はとても意味のある制度だと思います。

難しく考えずに、地域の課題に対してできるところから取り組むこと。事務手続きへの不安等あるかもしれません、事務委託の方向を模索するなど必ず手段はあるはずです。

一緒に未来の農業・農村を守りましょう。

対策

鳥獣被害防護柵(電気柵)の設置・維持管理

電気の痛みが動物の学習能力に働きかけ、長期的に農作物を守ることができる電気柵。長いところで延長1,600mに及ぶが、業者ではなくてもノウハウがあれば1日で設置が可能。設置作業に日当を支払っている。電気は太陽光エネルギーで発電。



効果

鳥獣被害の減少

電気柵の設置地域は鳥獣被害の報告も減少している。効果が現れているため、未設置地域への増設を進めている。



地域の理解を深める

鳥獣被害の減少により、農地の安心度が向上すること、担い手への引継ぎや新規就農者等への貸し出しにも有用なことを構成員に理解いただくことで、活動組織全体で取組む共同活動への参加者も増加している。鳥獣被害防護柵の設置が安心して農業へ取組める環境を作り、共同活動で繋がりの強化を図ることで、農業農村が持つ多面的機能の維持・発揮に即した活動となっている。

漏電に配慮した防草シートの設置

電気柵の設置で注意が必要なのが、草の繁茂による漏電問題。漏電すると柵の電気が弱まり、効果がうすれる。その都度の草刈りに労力がかかるため、防草シートを設置している。



情報発信のすすめ。



上田 将裕さん(左)
(水土里ネット錦町 事務局長)

会長 宮崎 伸幸さん(右)

錦町農地・水・環境保全管理協定

市町村 錦町

組織設立 平成19年度

協定面積 970ヘクタール

参加団体 31団体

課題

- 高齢化による農村環境の維持・保全への危機感
- 住民の農業への関心の低さ

高齢化により農地の保全管理に支障が生じている。また地域住民、特に若い世代が農地や水路に住む生き物などに触れる機会が減少し、農業への関心が希薄となっている。



私たちの活動を知ってもらいたい…。

私たちの地域では平成19年から本事業に取り組み、農地の保全管理や水路の泥上げ・草刈り、農業施設の補修等、農村環境を守ってきました。自然豊かな錦町の農学・農村を後世へ残すため、老いも若きも一緒に力を合わせ本事業に取り組んできましたが、その活動を組織の構成員や地域住民の皆さんに十分理解してもらいたい、関心を高めてもらいたいとの想いから、取組みを広く周知・啓発する活動に力を入れています。

祭りは絶好のアピールの場。

私たちの取組みを理解していただくため、活動状況や予算をまとめた広報誌を作成。地元の印刷会社にアドバイスをもらいながら、年に1回、全世帯に配布しています。「多面的機能支払での取組みがわかりやすい」や「自分たちの活動が紙面になるのは嬉しく、毎回楽しみにしている」などの反響もあり、地域の新しい情報源として地域住民にも私たちの活動が浸透してきました。

また、地域の祭りも絶好のアピールの場。私たちの日頃の活動をパネルにして展示したり、水路に住む魚を水槽に入れて展示したりと農村環境を守っていくことの大切さをPRしています。子供たちもたくさん集まりますが、熱心に水槽の中をのぞき込んでいる子どもの顔を見ていると、このすばらしい環境を次の世代へ引き継がなければとの想いがますます強くなります。



年間スケジュール

- 4月 前年度監査、役員会・運営委員会
- 5月 草刈り、泥上げ、運営委員会
- 6月 広報誌編集、草刈り、泥上げ、EM団子作り・投入
- 7月 広報誌発刊、事務研修会、ひまわり種まき
- 8月 子ども体験（水質調査、生き物調査）
- 9月 役員会、施設の定期的な巡回・清掃
- 10月 中間監査、工事施工箇所現地調査
- 11月 錦町ふるさと祭り展示（啓発）、芝桜等植栽、工事発注
- 12月 役員会、運営委員会、施設の補修
- 1月 芝桜等植栽、水路法面の初期補修
- 2月 役員会、工事施工箇所の視察、安全パトロール
- 3月 工事完了検査、施設の点検、次年度計画策定

対策

「のうち・水だより」広報誌発行

平成26年度から、年1回発行。「農地にやさしい環境つくり」をサブタイトルに、地域住民へ情報をオープンにすることで理解を深め、農業・農村保全活動への関心を高めている。



「のうち・水だより」第1号 表紙
(平成26年度)



「のうち・水だより」第2号 表紙
(平成27年度)

ノベルティで啓発の工夫

交流の場で手軽に啓発を行えるよう、熊本県多面的機能支払交付金キャラクター「守るんジャー」を活用した啓発用ノベルティ(ポケットティッシュ)を制作。イベントや事務所などで配布し、多面的機能支払事業を親しみやすく、身近に感じてもらうのに役立っている。



広報活動

メッセージ

啓発・広報で生まれる取組みの「輪」。

私たちは広報誌の発行やノベルティの配布という方法で地域への啓発を図りましたが、これも農業・農村を守る1つの手段です。皆さんの地域にも様々な取組みがあり、それぞれの地域に合った啓発手段があると思います。広報誌を発行することで、今年度の計画や取組みの状況、活動中の注意事項などを組織の構成員へ周知できるとともに、組織以外の人にも、地域で取り組まれていることを知ってもらいます。地域全体の理解が深まるほど、取組みの輪も大きくなっていくと思います。

広報誌の編集作業も難しそうと感じられるかもしれません、始めてみると案外楽しいものですよ。啓発・広報の手段は無数にあります。まずは、できることから始めてしまませんか？



昨年度の取組報告、年間スケジュール、前年度決算報告、本年度予算などを写真やグラフを使って分かりやすく説明。

展示ブースの設置(地域イベント内)

毎年11月頃に開催される「錦町ふるさと祭り」。子どもから大人まで多く訪れる場での広報手段として、専用ブースを設け、農地維持や共同活動の取組みを紹介したパネルや、地域の用水路に生息する魚を水槽に入れ展示。



賑わう水槽の展示



農地の取組や地域の魚を紹介するパネル水槽・パネルを展示したブースは子どもから大人まで多くの人が賑わう。人の集まる祭りを活用し、地域の農地や水への関心を持ってもらう。

目的は廃園解消。樹園地でもできる取組み。

樹園地帯の保全



廃園解消を目指し、樹園地で活用。

平坦地の農業と同じく、樹園地帯でも廃園解消が早急な課題となっていました。数年前、有志で廃園解消を目的とした団体を立ち上げました。活動資金は少なく、ミカン山を守りたいとの思いで活動を行ってきました。平成26年度に行政サイドから背中を押されたことも手伝い、多面的機能支払への参加について検討したところ、樹園地の維持・保全活動や廃園解消のための活動（遊休農地の発生防止、共同部の雑木の伐採など）が対象となりましたので、本制度へ取組むこととしました。

繋がりの強化と意識の改善。

本制度を活用したことにより、作業参加者に対し日当等を支払うようになり、引退した農業者の方々にも声を掛けやすくなりました。現役の農業者だけではなく、関係者皆でミカン山の草刈りや清掃へ取り組んだことで、今まで以上に農家同士の繋がりが強くなり、「樹園地を守る」意識が更に向上了ると実感しています。本制度に取り組むからといって特別なことをする必要はありません。日頃から行っている樹園地の保全活動に活用すれば良いのです。

課題

- 就農者の高齢化、担い手不足
- 廃園の増加、農地維持問題

廃園は鳥獣や害虫の住処となるため、被害の増加が懸念された。廃園解消の取組みとして、樹園地の見回りや草刈等の手入れが必要とされていたが、参加者の負担が課題だった。



対策

取組みやすい体制作り

樹園地の維持・保全の取組みに対して、日当を支払えるようになり、課題だった参加者の負担が軽減された。引退した農業者にも声を掛けやすくなり、参加者も増え、樹園地の保全について理解が進んでいく。



効果

地域が守り合う樹園地

地域が共同で行う取組みが増え、繋がりが強くなり、地区内の維持・保全に対する意識が高まってきた。樹園地内の草刈りや害虫駆除、地区内の農道の清掃や雑木の伐採にも取組み、整備されたミカン山として維持されている。



年間スケジュール

4月	年度総会	10月	
5月	農業施設の点検、運営委員会	11月	みかん収穫作業時期
6月	草刈り・泥上げ、運営委員会	12月	
7月	草刈り・泥上げ、雑木伐採	1月	運営委員会
8月	運営委員会、台風被害の点検	2月	草刈り・泥上げ、運営委員会
9月	草刈り・泥上げ、一斉清掃	3月	運営委員会（総会準備等）

メッセージ

河内はひとつ。みなで守り続けるふるさと。

私たちが多面的機能支払へ取組むことになったのは、何とかこのミカン山を守り、廃園となった樹園地を復活させたいとの想いからです。私たちは「河内はひとつ」を合い言葉に、ふるさとの樹園地を守り続けます。熊本県内の樹園地帯は、どこも同じ課題を抱えていると思います。一緒にがんばりましょう。

モデルとなるミカン山づくりを。

樹園地帯の保全



代表 中村 伸治さん(中)
監査 川上 篤さん(左)
会計 柳田 豊彦さん(右)

きっかけを作り、昔の活気をふたたび。

デコポンなどの実るこの湯治山では、以前から中山間地域等直接支払に取り組んでおり、300mの排水路の改修や農道の整備などを行いました。また、「山の神さん(神社)の祠」も蘇らせ、数年間途絶えていたお祭りを復活したことで、地域交流も増加し、活気を取り戻しつつありました。

地域を整備し、新規就農の受け入れを万全に。

地域交流の復活から、地域が共同で取組む樹園地の維持管理や農道の清掃等を行うため、多面的機能支払へ取組むことしました。

優良な農地が維持できなければ、担い手も見つかりません。これまで取組んできた中山間地域等直接支払、昨年度から取組んでいる多面的機能支払。様々な事業を組み合わせながら活用することで、樹園地の保全管理や、有志の方々への講習会を開くなど、既存の農業者を元気付け、新規就農者に優しいミカン山となるよう工夫しています。



※これらの費用は、中山間地域等直接支払から捻出。

課題

- 就農者の高齢化
- 遊休農地の増加
- 整備不足、水路の荒廃

ポンプや水路が老朽化し、営農に支障を来す。便利の悪い樹園地で離農が増え、廃園化が進む。活気が無くなると、更に悪循環となる。



対策

制度を使い分け、 地域を活性化

制度によって活用できる対象が変わるために、無理をせず使い分けた結果、ハード面を中山間地域等直接支払で行い、ソフト面は多面的機能支払で対応した。今年(H27)は台風被害が大きかったが、多面的機能支払の活用により地域全員で対処することができた。



効果

他所へ誇れるミカン山に

農家は22戸と小さな地域だが、制度の活用により施設は整い、人の交流が活性化。困った時に助け合う協力体制が生まれたことで、新規就農者の受け入れも整いつつある。



年間スケジュール

4月	山の神のお祭り(第2土曜)、総会	10月	台風被害片付け等
5月	見回り・点検、草刈り・泥上げ	11月	
6月	草刈り・泥上げ	12月	ミカン収穫時期
7月		1月	
8月		2月	
9月	台風被害片付け等	3月	役員会、計画策定
7月～3月	講習会(月1回)		※県の事業とタイアップ

メッセージ

モデルとなるミカン山を目指して。

私たちはモデルとなるミカン山を目指します。このミカン山を守るために多面的機能支払、中山間地域等直接支払など、様々な支援を積極的に活用していくこうと思います。皆さんもぜひ、活用してみてはいかがですか?

取り組みやすさが生み出す“団結”。



宇土の農村風景

会長 本田 健二さん(左)

事務局 福島 大輔さん(右)
(水土里ネット宇土・八水)

宇土八水地域農地・水・環境保全管理広域協定

市町村 宇土市

組織設立 平成26年度

協定面積 700ヘクタール

参加団体 23団体



ちょっとの工夫で効率的な事務が可能です。

私たちの広域協定は、23の団体から構成されており、広域化前は、それぞれの集落において事務手続きを行っていました。

広域化後は、私たち水土里ネットが事務委託により申請書類作成などの事務を行っていますが、集落毎に報告される内容や記載方法、様式にもばらつきがあり、その都度、電話等で確認して、内容を揃えていました。この作業がとても大変でした。

そこで取組んだのが、事務支援ソフトの導入でした。事務支援ソフトを活用することにより、活動記録や出席表など、導入前に苦労していた書類をスムーズに作成することができるようになりました。また、マニュアル(記載例)を作成し、総会等で周知するなどの工夫も行っています。

検査の対応、適切な事務で心配無し。

交付金をもらって活動する以上は申請や実績にかかる書類、活動状況の報告など、適切に行わなければなりません。私たちは税金を使う以上、説明責任があります。国費を使う事業なので、会計検査等の対象となります。しかし、適切に事務を行えば何も心配することはありません。事務手続きが煩雑で取組みに二の足を踏んでいる集落もあると思いますが、水土里ネット等に事務委託するのも一つの方法かもしれません。

課題

- 様式や記載内容が揃わない

- 取りまとめる時間が膨大

活動組織で自由に活用できる制度となった反面、広域化しても様式が揃わず、記載方法も様々。事務局にかかる負担が大きかった。



取り組みやすい事務の実施

年間スケジュール

- 4月 施設の点検、機能診断、計画策定
- 5月 草刈り、泥上げの実施
- 6月 田植え体験等の実施
- 7月 EM菌製造、景観形成
- 8月 運営委員会、部分的な補修
- 9月 軽微な工事、EM菌投入
- 10月 草刈り、泥上げの実施、長寿命化工事発注
- 11月 稲刈り体験等の実施
- 12月 地元施工等、景観形成
- 1月 部分的な補修
- 2月 外来種の駆除
- 3月 総会

メッセージ

活発な取組みのためには、如何に負担感を無くすか。

事務作業は大変ですが、交付金は税金ですから、きちんと説明できるように書類は整理する必要があります。でも、私たちが事務支援ソフトを導入して申請書類の不備や間違いを減らせたように、事務作業を楽にするためのコツが色々あると思います。

事務作業ができないから多面的機能支払に取り組めないというのはもったいないと思います。少しの工夫で事務作業もきっと楽になりますので、集落で話し合ってみてはいかがでしょうか?集落での対応が難しい場合は水土里ネットなどに事務委託をするのも一つの方法かもしれませんね。

対策

事務手続きの簡素化、様式の統一化

水土里ネットの事務所内に多面的機能支払担当を配置。事務支援ソフトを使用し、統一化された活動記録や出席表等を作成する。集落は活動の報告と交付金の請求を行うのみとなった。

統一化された様式

事務作業の効率化

様式や記載内容が揃うことで、修正等にかかる時間が削減される。事務支援ソフトにより、多面的機能支払に必要な手続きから実施状況報告書の作成に必要な様式、書類までを把握することができ、手戻りや間違いが減少した。



水土里ネット事務所内



整理された資料

効果

事務負担減による取組みの拡大

H25年度

参加集落数 10

取組面積 540ha

H27年度

参加集落数 23

取組面積 700ha

地域の団結から、景観も向上

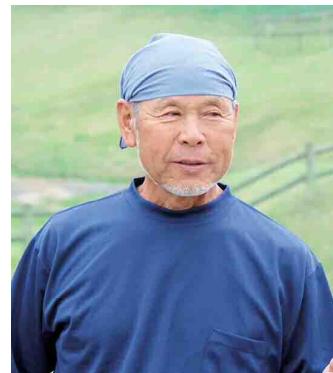
広域で取り組むことにより団結力も向上し、農地維持活動や植栽などの共同活動にも活発に取組まれるようになった。宇土市の景観向上に大きく役立っている。



できることを。できることから。



自主施工での取組み



地元の力を集結。

この地域の3つの水利組合と、自治会等からなる「かみのしょむら結隊」。課題は他の地域と同様で、農業者の高齢化等から遊休農地が増えつつありました。また、この辺り一帯は畑地帯で、排水路には土砂が頻繁に溜るなど、地元が望む取組みが多数ありました。このような中、長寿命化の活動を少しでも多く実施することが出来るよう農業や土木、情報処理に関する技術を持った「直轄作業隊」をその都度編成し、自分たちにできる作業は自分たちで行うこととしました。

効率良い取組みであることを実感。

自主施工は、段取りに手間が掛かります。しかし、手間以上のものを得ることが出来ます。まず、工事費が安くなることによる改善箇所の増加。次に、地域の技術者が寄り合い地域のことについて検討することで、どのような施工が一番合っているか、かゆいところへ手が届くような工事の実施。最後に、地域を良く理解することにより、実情に応じた優先順位を付けることができるようになりました。これらは、自主施工を行うからこそ得られるものであり、そういう意味では、効率の良い取組みであることを実感しています。

課題

- 遊休農地発生への不安
- 農業用施設の保全と老朽化

地域の将来を考えると、老朽化する農業用施設など、補修や手入れの必要な箇所が多く、全てを外部委託するためには予算や時間が足りない。



対策

技術者の掘りおこし、下準備

地域内にいる様々な技術を持っている人材の発掘。
誰がどのような免許・技術力を持っているかを把握し、活動エリア内の不具合箇所の洗い出し、自主施工が可能かどうかの判断、優先順位付け、最適な実施時期等をみんなで話し合い計画。足りない機械、機材はレンタルで対応。



効果

自主施工により、築かれる信頼

困っていたことが改善されていくことで、直轄作業隊の存在価値が大きくなったり。また、外注に頼らない分地域からの理解も大きく、人手が必要な時に人数の集まりやすい地域となっている。



かみのしょむら結隊 もやいたい

市町村 合志市上庄地区
組織設立 平成20年度
協定面積 190ヘクタール
参加団体 5団体



ホームページもあります。

[かみのしょむら結隊](#)

年間スケジュール

4月 総会、空き缶拾い(子ども会)	10月 排水路法面整備
5月 水路整備、ホタル祭り	11月 役員研修
6月 揚水試験	12月 空き缶拾い(子ども会)
7月 河川デー参加	1月 排水路整備
8月 草刈りなど適正管理(4~11月)	2月 農道整備
9月 水路整備、法面焼却	3月 広報作成、年度計画

年間 **直轄作業隊** 農地・農道整備 竹伐採(作業全般)

メッセージ

すべては人です。
3人の有志が集まれば取り組めます。

地元のためになればと、できることから活動してきた自主施工。地元は多面的機能支払という制度を良い意味で理解することにつながり、より強い協力体制が作られることとなりました。

まずは、ふるさとの良さや課題について向き合い、どんなことが必要とされているのか、何ができるのかを考えみて、仲間と話しゃ合ってください。どんな取組みでも、3人の有志が集まれば動き出します。1人目は自分、そして2人目は友達を引き込むと、3人目はどうにかなります。

どこの地域にも課題はあるはずです。自主施工に限らず、多面的機能支払の取組みで悩むことがあればご相談ください。視察等も隨時受け付けています。



山鹿のため、これから始める自主施工。



「施工隊」を立ち上げた皆さん

10年後も守るために。

昨年、山鹿市内全域をカバーする広域協定を設立。山鹿市全体で、景観の向上などの効果が見られています。しかし、農村における高齢化が課題となつており、10年後の草刈りや泥上げ、道路への砂利の補充等、現在の活動を続けることが出来るのかとの不安の声が聞こえています。そこで、「10年後の農村を守るには」と、将来を見越した取組みとして、人手の足りない地域の活動を請け負う山鹿市の自主施工部隊「施工隊」を立ち上げました。高齢化が進む中、10年後の農村を守るには、人材育成と困っている集落を手助けすることができる仕組みづくりが大切と考えます。広域化により120を超える組織が1つになった山鹿の農業農村を守っていくために、微力ながら私たち施工隊がお役に立てば幸いです。

ハンマーナイフモアによる法面の草刈り、
泥上げ、水路の補修工事などを展開予定。

山鹿地域広域協定

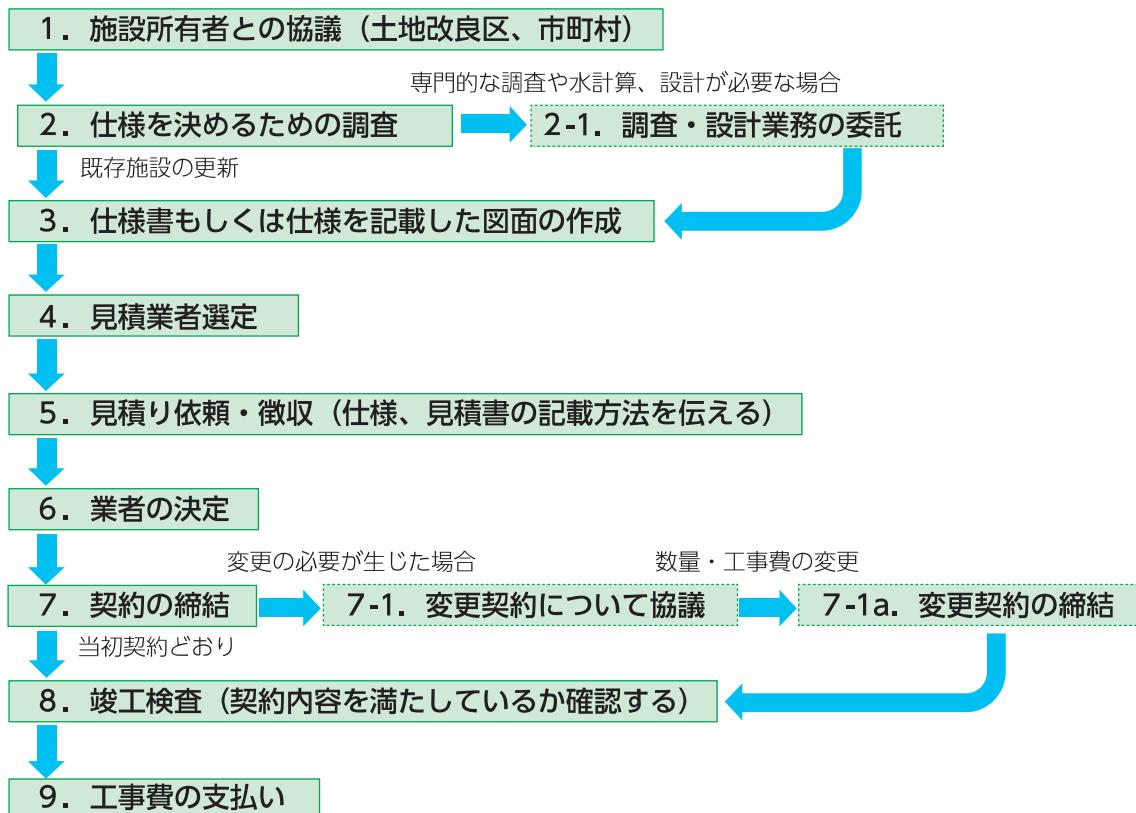
市町村 山鹿市
組織設立 平成26年度
協定面積 4,330ヘクタール
参加団体 132団体



芝桜植栽

～農業用施設の補修・更新を行う際の参考としてください～

○工事発注事務の流れ

**1.施設所有者との協議(土地改良区、市町村)**

工事実施前に施設所有者との協議を行いましょう。

※施設所有者が市町村の場合、工事対象にすることが出来ない事もあります。

2.仕様を決めるための調査

工事を発注する際、仕様(工事内容)が決定していなければ、見積徴収もできません。

※土水路からコンクリート水路への更新、未舗装農道の舗装等を行う場合は、専門業者への調査・設計が必要かご検討ください。(市町村や土地改良区へ相談してください。)

2-1.調査・設計業務の委託

水路の規格、勾配の変更を予定している場合や、未舗装農道の舗装を行う場合など、必要に応じて調査・設計業務を外注します。

3.仕様書もしくは仕様を記載した図面の作成

発注したい内容を仕様書や図面で明確にしてください。

※施工延長、箇所数、規格、工事期間等。

4. 見積業者選定

業者は三者以上を選定することが望ましく、選定に至った理由を整理されるようお願いします。

5. 見積り依頼・徵収

見積り依頼は仕様書等に基づき、相手に工事内容を明確に伝えてください(各社とも条件は同じ)。

見積書は、仕様書等を基に作成していただく必要があります。一式〇円等は望ましくありません。

※「交付金が〇円あるからその金額ができる分」と言う依頼は不適切です。

作成例(誤)

お見積書
<u>排水路工事 一式 * * * * * * * 円</u>
数量 L=* * * m

作成例(正)

お見積書
排水路工事 ¥* * * * * * * 円
(内訳) 排水路 L=* * * m
諸経費 一式 * * * * * 円
材料費 * * * 円/m × 30.0m * * * * * 円
人件費 * * * 円/m × 30.0m * * * * * 円

6. 業者の決定

徵収した見積書を比較し、工事業者を決定します。

その際、数量で比較することの無いようにお願いします。また、見積りによる競争となりますので、見積り額が予算額をオーバーする場合は延長等の内容を見直した上、再度見積りすることが望ましいです。

7. 契約の締結

契約は、契約書を作成し、契約金額に応じた収入印紙を貼付するなど、適切な手続きをお願いします。

また、うけしょく請書で処理する事も可能です。

7-1. 変更契約について協議

契約期間内に、工事内容(数量等)の変更の必要が生じた場合、協議を行い必要に応じて契約の変更を行います。

8. 竣工検査

工事が終了したら、竣工検査を実施します。

竣工検査では、受注業者が作成する施工管理報告書や写真帳をもとに、発注者(組織)が仕様書(もしくは仕様を記載した図面)で求めていた工事が行われたのかを検査します。仕様と合わない箇所や、施工不良が見つかった場合は、受注業者に施工のやり直しを求めることになりますので、このことはあらかじめ契約書に記載するようにします。

なお、出来高は、仕様で示した数量のとおりとなっている必要があります(不足があってはいけません)。不足のある場合、契約金額を減額して、変更契約を結ぶことになります。

9. 工事費の支払い

竣工検査で何も問題が無ければ、受注者に竣工検査へ合格したことを伝え、工事費の請求を受けます。請求を受けたら、契約書に基づき、請求額(契約額)を支払います。

支払いはその年度内の会計で処理するようお願いします。

また、支払いの際は原則振り込みで契約金額と同額を支払うようお願いします。振込手数料を差し引かないようお願いします。

※振込手数料も交付金から支出可能です。

【注意点の再確認】

- ・仕様書もしくは仕様を記載した図面には、工事の延長や数量、施工管理を求める事等を記載してください。
- ・見積業者は、三者以上を選定することが望ましいです。
- ・見積書は、一式ではなく、工事の内容や数量から算出したものを求めてください。
- ・業者の選定は、見積額を比較します。施工数量の比較はしません。
- ・契約は、契約書を作成し、契約金額に応じた収入印紙を貼付します。
- ・当初契約した金額や工事数量が増える場合は、必要に応じて変更契約が必要となります。変更契約書も、金額に応じた収入印紙の貼付が必要です。
- ・仕様と合わない箇所や施工不良については、受注者に施工のやり直しを求めます。
- ・交付金で施工する工事は、年度末日までに完了させます。

工事発注のことでの
ご不便な点がございましたら、
熊本県多面的機能支払推進協議会へ
お問い合わせください。



熊本県多面的機能
支払交付金キャラクター
「多面的機能戦隊 守るんジャー」

活動にあたっての注意事項

～多面的機能支払の活動中における事故の発生を防止しましょ～

事故発生の傾向

草刈りや雑木伐採時、車両等機械操作中に多く発生しています。

草刈り作業中の留意点

○担当者の配置

- ・水路やのり面などの草刈りは足場が安定していないため、危険性が高い場所は、年齢や草刈り作業の熟練度などを考慮し、担当者の配置を検討しましょう。

○相互確認

- ・参加者間での現地の相互確認を行うとともに、事故発生時の連絡体制を作るなど、万が一の事故に備えた対応を考えましょう。

○防護の徹底

- ・草刈機を使用する際は、ヘルメットや防護メガネ（ゴーグル）、手袋、草刈用前掛け等を着用しましょう。

○障害物の除去等

- ・事前に草刈範囲内の空き缶や石、木片などを取り除いておきましょう。
- ・除去できない木や障害物がある場合には、その周辺の草刈りはナイロンコードの装着や、鎌による手作業を行うなど、現場状況に応じた草刈をしましょう。

○草刈機の安全な使用

- ・安全な使用方法を習得した作業員が行いましょう。
- ・火災の恐れがあるので、エンジンを始動する場合は、給油場所から3m以上離れましょう。
- ・作業の中止や移動する際にはエンジンを切って、刃の回転が止まっている事を確認してから移動しましょう。

○作業間隔の確保

- ・複数で作業を行う場合は、15m以上間隔を置き、接触事故を防止しましょう。

○休憩の確保

- ・振動とエンジンの騒音で想像以上に疲労がたまるので、時間を区切ってこまめに休憩をとりましょう。

○草刈り作業者への合図

- ・草刈機は騒音が大きいため、作業者に声をかける際には、鏡や笛を用いて遠くから合図しましょう。

ポイント！

- ・活動等を行う前の現地確認！
- ・万が一に備えて保険への加入！
- ・事故が起こったら市町村担当者へ連絡！

Q 大型の草刈機は購入できないか?

A 利用回数や期間、価格を踏まえ、リース(レンタル)との経済比較が必要となります。購入しても多面的機能支払以外の活動へ使用することはできないため、リース(レンタル)での対応をお願いします。目的外使用は補助金の返還対象となります。

Q きめ細やかな雑草対策として、のり面をコンクリートで被覆できないか?

A 景観保全や環境への配慮等から、雑草対策としてコンクリートの施工は認められていません。防草シートや芝桜等のカバープランツでの対応をご検討ください。

Q 道路を拡幅したいが可能か?

A 道路の拡幅は、多面的機能支払交付金のメニューになく、実施することはできません。

Q 「遊休農地等」の用語の定義は?

A 「遊休農地」とは、「耕作されておらず、荒廃し、人力・農業用機械で農業生産が再開できない土地」で、今後耕作の目処が立っていないものを言います。また、現在は耕作されているものの、高齢化の進行等諸般の情勢から見て、今後遊休農地となるおそれがあるような農地は「遊休農地となるおそれのある農地」と称し、これらを併せて「遊休農地等」と言います。

Q 活動中に機械が故障した場合、多面的機能支払交付金で修理することはできるか?

A 故障の原因が多面的機能支払の活動であるとはっきりしているのであれば可能となる場合もありますのでご相談ください。ただし、消耗品の破損等であれば、借上げ料に含まれていると考えられますので、対象とすることはできません。

Q 施設を行政にて補修した場合、これに係る地元負担金に、資源向上支払交付金を充当することは可能か？

A 充當できません。

Q 資源向上支払(長寿命化)に係る工事発注は、交付前でも可能か？

A 資源向上支払の対象活動期間は、対象組織が採択された年度の4月1日以降に実施した活動について支援対象となっています。このため、交付決定前に工事発注することは可能です。

ただし、交付決定前の活動の実施状況についても、活動記録や領収書等を残しておく必要があります。また、新規採択予定地区については、採択の可否に基づく損失を対象組織が負担することに注意が必要となります。

Q 外部へ委託できるものはどのような事か？

A 当該活動の規模や技術面から見て、活動組織で実施可能な範囲を超えていると判断される場合は可能です。長寿命化にあっては、工事や工事を外注する場合に必要な測量、設計、工事費の積算なども委託が可能です。

ただし、外注における施工業者の選定、契約や工事が完了したときの現地確認等の検査、交付申請書の提出については、活動組織等が自ら実施する必要があるため委託する事はできません。

Q 共同活動に子供会が参画する場合、個々の児童に日当を支払うことは可能か？

A 共同活動に参画した児童に対し、社会通念に従い参加記念品や参加粗品を渡すことは妨げませんが、児童が労働の対価として報酬(金銭)を受けることはできません。

活動の心得10か条

～多面的機能支払交付金～

- 1、活動は計画に沿ったものであること。
- 2、組織の決定事項は、構成員に周知すること。
- 3、交付金の出し入れは、2人以上で確認すること。
- 4、活動中は声を掛け合い、周りに目を配ること。
- 5、夏場は水分補給を心がけること。
- 6、刈払作業中は近づかないこと。
- 7、日当は、受領の証を残すこと。
- 8、委託費、工事費、物品購入はきちんと見積もりをとること。
- 9、工事発注は組織の意思（仕様）を明確にすること。
- 10、活動して良いか悩んだら事前に相談すること。



【取材協力】

菊池地区広域協定、あさぎり町広域協定、天明農地・水・環境保全管理協定、
戸馳地域資源保全隊、阿蘇市草原環境保全管理協定、人吉地域広域協定、
錦町農地・水・環境保全管理協定、多面的チーム大字河内地域資源保全会、
湯東地域活動組織、宇土八水地域農地・水・環境保全管理広域協定、
かみのしょむら結隊、山鹿地域広域協定

※記事掲載順

【作成】 熊本県多面的機能支払推進協議会
TEL096-348-8802

【編集協力】 熊本県むらづくり課
【作成年月日】 平成28年1月5日



熊本県多面的機能
支払交付金キャラクター

